

運転免許取得者教育見舞金保険制度

普通傷害保険（行事参加者の傷害補償特約）+ 教習所見舞金制度

講習生の方が運転免許取得者教育を受講中に

- ・傷害事故により死亡・後遺障害、入院、手術、通院された場合に保険金をお支払いする**傷害保険金**
- ・傷害・疾病に関わらず、死亡された場合に教習所が支給した弔慰金に対して見舞金をお支払いする**死亡見舞金**
- ・ケガを被り、教習所がお支払いした病院代などに
対して見舞金をお支払いする災害諸費用見舞金

を組み合わせた制度です。



○加入期間 令和6年6月1日から令和7年5月31までの1年間

(中途加入の場合は、申込月の翌月1日から令和7年5月31日まで)

一般社団法人 **全日本指定自動車教習所協会連合会**

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-9

TEL 03-3556-0070 FAX 03-3556-0071

(お問い合わせ先) 一般財団法人 **全国中小企業共済財団（略称:全共済）**

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12

TEL 03-3264-1511 FAX 03-3239-1978

対象教育および講習

※「運転免許取得者教育」の対象は、次のいずれかをいいます。(道路交通法第101条の4及び第108条の2第1項第3号及び第12号及び第13号・道路交通法第108条の32の2及び国家公安委員会規則第4号を参照)

※ご加入に際しては、必要な対象教育および講習を①、②からご選択ください。(①②同時選択可)

- ① 65歳以上のシルバー運転者に対する教育（法定高齢者講習を含みます。）
- ②・大型自動車・普通自動車の運転の経験が少ない者に対して行う教育（ペーパードライバー講習）
 - ・大型自動二輪車・普通自動二輪車または原動機付自転車の経験が少ない者に対して行う教育（ペーパードライバー講習）および大型自動二輪車・普通自動二輪車の二人乗り運転に関する技能および知識に習熟しようとする者に対して行う教育
 - ・気候、地形その他地域の特性に応じた運転に関する技能および知識を習得しようとする者に対する教育
 - ・運転に関する技能および知識に習熟しようとする者に対する教育（企業と提携し、職員の運転技能を診断する場合も含みます。）
 - ・違反者講習（3点以下の軽微な違反行為を繰り返し、累積点数が6点となった場合）および運転免許停止処分者講習



※初心運転車講習は除く

補償内容

補償内容		保険金額
傷害	死亡・後遺障害保険金額	500万円
	入院保険金日額	3,000円(180日限度)
	通院保険金日額	2,000円(90日限度)
見舞金	死亡見舞金額	10万円
	災害諸費用見舞金額	1万円
保険料・掛金 (講習生1名・1日につき)		30円

※認知機能検査と高齢者講習を別日に実施した場合、掛金は2日分要します。

普通傷害保険には優良割引25%が適用されています。この優良割引率は毎年見直されます。

○傷害事故で死亡された場合は、講習生の法定相続人へ直接、死亡保険金が支払われ、教習所が遺族に弔慰金標準規程に基づいて支払った弔慰金に対し、「死亡見舞金」として見舞金が教習所に支払われます。(10万円)

(注) この制度に加入される場合は、弔慰金規程を定めていただく必要があります、見舞金支払の際は、弔慰金の支払いが完了したことを証明する書類をご提出いただく必要があります。

○上記の補償のうち「傷害」は共栄火災を引受保険会社とする損害保険、「見舞金」は全共済の見舞金制度で運営します。

ご加入方法

- ①ご加入時に教習所ごとに6月1日から（中途加入の場合は申込月の翌月1日から）翌年5月31までの運転免許取得者教育予想受講者数を各講習別に予め決めていただき、予想受講者数分の暫定保険料・掛金を各都道府県協会に5月20日までに納めていただきます。（加入依頼書に必要事項を記入し保険料・掛金を添えてお申し込みください。）
- ②契約終了後、加入期間の運転免許取得者教育受講者数を各講習別に確定し、各都道府県協会に報告していただきます。
- ③契約終了後の受講者数の確定時に、上記②の報告に基づき算出した確定保険料・掛金と加入時に納めていただいた暫定保険料・掛金との差額を追加または返還させていただきます。

(6月1日から新規加入した場合)



(※中途加入については、各都道府県協会へご加入日前月の10日までに別途ご照会ください。)

補償を受けられる方

1. 普通傷害保険：講習生
2. 教習所見舞金制度：各指定教習所

事故が発生したら

万一事故が発生したときは、すみやかに全共済に所定の事故報告票をFAXでご通知ください。

全共済FAX番号

03-3239-1978



全共済行き

FAX 03-3239-1978

※本制度で事故が生じた場合は、下記をご記入のうえFAXしてください。

※FAX後、事故の状況に応じて共栄火災・全共済より改めてご連絡いたします。

《運転免許取得者教育見舞金保険制度》 事故報告票

【教習所(学校)記入欄】

報告日	令和 年 月 日
加入種類	高齢者講習 · その他()
教習所(学校)名	(都・道・府・県)
担当者名	(担当部署) (担当者名)
住所 電話番号	〒 Tel ()
事故日	令和 年 月 日
事故場所	教習所構内 · その他()
受講者	(フリガナ) (氏名) (生年月日) (連絡先) (講習名) (原因) (事故後の状況)

【全共済記入欄】

契約者名	一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会						
受付日	死亡見舞金	死亡・後遺障害					
保険会社	諸費用見舞金	入院					
請求送付	番号	通院					
担当者							
総合補償	全	路	二	原	施	労	未
備考							

「運転免許取得者教育受講者・弔慰金標準規程」

(目的)

第1条 この規程は、運転免許取得者教育の受講者が、受講中に死亡した場合に弔慰金を給付する事を目的とします。
(見舞金契約の付保)

第2条 運転免許取得者教育の実施者は、この規程の確実な運営のため、この規程に定める弔慰金について、見舞金契約を締結します。

(給付の制限)

第3条 この規程に定める弔慰金は、前条に定める見舞金契約の免責事由に該当する場合は、給付の対象としません。
(弔慰金)

第4条 運転免許取得者教育の実施者は、運転免許取得者教育の受講者が、受講中に死亡した場合に、弔慰金として遺族に10万円を給付します。

(定義)

第5条 この規程において、次に掲げる用語は、次の定義に従うものとします。

(1) 運転免許取得者教育

- ①道路交通法第101条の4及び第108条の2第1項第3号及び第12号及び第13号の規定に基づいて実施する講習
- ②道路交通法第108条の32の2及び国家公安委員会規則第4号の規定に基づいて公安委員会の認定を受けて実施する教育
- ③年齢65歳以上の者を対象に、都道府県及び都道府県協会（一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会加盟の都道府県協会をいいます。）が実施するシルバー講習
- ④上記②の認定を受けないで実施する次に掲げる教育
 - ・大型自動車又は普通自動車の運転の経験が少ない者に対して行う教育
 - ・大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車の運転の経験が少ない者に対して行う教育
 - ・高齢者に対して行う教育
 - ・気候、地形その他の地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする者に対して行う教育
 - ・運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者に対して行う教育
 - ・違反者講習（3点以下の軽微な違反行為を繰り返し、累積点数が6点となった場合）および運転免許停止処分者講習

(2) 受講中

運転免許取得者教育の受講のため、運転免許取得者教育実施者の送迎バス利用中を含みます。

(3) 死亡

受講中の事故または発症した疾病に直接起因して、緊急隊等により医療機関に搬送中もしくは搬送後に死亡した場合を含みます。ただし、事故または発症の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に限りります。

【制度の運営】

本制度は一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会が保険契約者（見舞金契約者）となり、引受保険会社（見舞金制度運営団体）との間で、保険契約（見舞金契約）を締結します。

本制度の被保険者（保険（見舞金）の補償を受けられる方）は、普通傷害保険では受講生、教習所見舞金制度では各指定教習所になります。

【取扱代理店】一般財団法人 全国中小企業共済財団（略称：全共済）

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL 03-3264-1511

平河商事株式会社

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL 03-3264-6493

【引受保険会社】共栄火災海上保険株式会社 本店営業部 営業第一課

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 TEL 03-3504-2956

【見舞金制度運営団体】一般財団法人 全国中小企業共済財団（略称：全共済）

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL 03-3264-1511



補 償 内 容

I. 傷害事故に対する保険金（普通傷害保険）

運転免許取得者教育の受講生が受講中^(※1)に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ^(※2)をされたときに以下の保険金を講習生（死亡の場合は講習生の法定相続人）にお支払いします。

(※1) 受講中とは、教習所の講習を受講することを目的とし、教習所構内にいることおよび講習の一環で教習所敷地外での社会参加活動中もしくは活動場所への移動中（ただし、活動中および移動中とともに、交差点での交通整理など、交通指導・交通補導は除きます）をいいます。また、マイカーでの来校時は教習所の駐車場敷地内および駐車場から教習所敷地内までの徒歩等での移動を含み、送迎バスでの来校時は送迎車両利用中を含みます。

(※2) ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性=突然的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外因性=身体の外部からの作用によるもの

(上記3項目に該当しない例)

日焼け、熱中症、低体温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみに起因する場合は保険金の支払対象とはなりません。）

○死亡保険金…急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。

（注）すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。

○後遺障害保険金…急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が発生した場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%の範囲でお支払いします。

（注）保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

○入院保険金…急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を受けるため入院された場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

（注1）事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。

（注2）入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してお支払いできません。

○手術保険金…急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術^(注2)を受けられた場合、以下の金額をお支払いします。

①入院中^(注3)に受けた手術の場合 入院保険金日額×10

②①以外の手術の場合 入院保険金日額×5

（注1）1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。

（注2）対象となる手術は、以下の①・②とします。

①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。

②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

（注3）事故により受けた手術を直接の結果として入院している間をいいます。

○通院保険金…急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を受けるため通院（往診を含みます。）された場合に、通院の日数に対して、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。なお、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

（注1）通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してお支払いできません。

（注2）通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位^{*1}を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等^{*2}を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。

*1 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

*2 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定できるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター等は含みません。

（保険金をお支払いできない主な場合）

・ご加入者、被保険者（講習生）、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ

・けんかや自殺・犯罪行為によるケガ

・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ

・脳疾患・精神・心神喪失によるケガ

・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ

・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ

・戦争、内乱、暴動などによるケガ（テロを除く）

・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ

・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^{*3}のないもの

*3 医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 など

II. 教習所見舞金制度

（死亡見舞金）

見舞金対象者が運転免許取得者教育の受講中（送迎バス利用中を含む）に死亡し、見舞金加入者が「運転免許取得者教育受講者・弔慰金標準規程」に基づき、弔慰金を支給した場合に、10万円を死亡見舞金として見舞金加入者に給付します。

※死亡とは、受講中の事故または受講中に発症した疾病に直接起因して救急車等により医療機関に搬送もしくは、搬送後に死亡した場合を含みます。ただし、事故または発症の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に限ります。

（災害諸費用見舞金）

見舞金対象者が運転免許取得者教育の受講中（送迎バス利用中を含む）にケガを被り、見舞金加入者が「病院の初診料代」「搬送代（タクシー代）」「菓子折り代」または「お見舞金」のいずれかを支払った事実が確認できた場合に1万円を災害諸費用見舞金として見舞金加入者に給付します。

※ケガとは急激かつ偶然な外来の事故によるケガとします。

（見舞金をお支払いできない主な場合）

①見舞金対象者の故意または重大な過失

②見舞金加入者の故意または重大な過失

③見舞金対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

⑥核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑦上記④⑤⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑧見舞金契約締結前または掛金領収前に見舞金対象者が死亡されていた場合

など

※「見舞金対象者」とは、運転免許取得者教育の受講目的で来校した講習生をいいます。

※「見舞金加入者」とは、自動車教習所をいいます。

このパンフレットは概要を説明したもので、詳しくは、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ただし、見舞金については全共済にお問い合わせください。また、ご加入にあたっては、添付の重要事項説明書をご一読ください。
万一事故が発生したときは、すみやかに全共済に所定の事故報告票をFAXでご通知ください。

【ご加入の際の注意】

ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。